

## 令和8年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和8年3月9日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第37号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について
- 4 出席委員（7名）
 

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 渡 辺 昌 君   | 2 番 長谷川 孝 君   |
| 3 番 川 村 敏 晴 君 | 4 番 大 滝 国 吉 君 |
| 5 番 山 田 勉 君   | 6 番 上 村 正 朗 君 |
| 7 番 鈴 木 一 之 君 |               |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 

議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者
 

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 副 市 長               | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監               | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長             | 永 田 満 君   |
| 同課収納対策室長            | 石 田 百合子 君 |
| 同課収納対策室副参事          | 近 藤 知 子 君 |
| 同課収納対策室副参事          | 本 間 大 輔 君 |
| 同 課 市 民 税 室 長       | 鈴 木 孝 志 君 |
| 同 課 資 産 税 室 長       | 小 林 精 司 君 |
| 同 課 資 産 税 室 係 長     | 南 雲 なほみ 君 |
| 市 民 課 長             | 小 川 一 幸 君 |
| 同 課 市 民 年 金 室 長     | 鈴 木 恵 美 君 |
| 同 課 市 民 年 金 室 係 長   | 津 野 千鶴子 君 |
| 同 課 生 活 人 権 室 長     | 浅 野 宏 君   |
| 同 課 生 活 人 権 室 副 参 事 | 本 間 武 志 君 |
| 同 課 自 治 振 興 室 長     | 石 田 浩 二 君 |
| 同 課 自 治 振 興 室 係 長   | 佐 藤 真 和 君 |
| 環 境 課 長             | 大 滝 誓 生 君 |
| 同 課 参 事             | 立 花 強 君   |
| 同 課 生 活 環 境 室 長     | 宮 村 勉 君   |
| 同 課 生 活 環 境 室 係 長   | 中 山 幸 代 君 |
| 同 課 環 境 政 策 室 長     | 本 間 陽 子 君 |
| 同 課 環 境 政 策 室 係 長   | 志 田 俊 輔 君 |
- 10 議会事務局職員
 

|     |         |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 山 田 ひろみ |

(午前10時00分)

委員長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

---

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議第37号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてを議題とし、担当課長(市民課長 小川一幸君)から説明を受けた後、質疑に入る。 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|

(説明)

市民 課長 おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、議第37号は村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてでございます。栗島浦村の戸籍データにつきましては、災害により消失するおそれがあることから、村上市に設置しておりますコンピューターサーバーにバックアップデータとして保存しております。このたび戸籍システムの標準化に伴い、システムをクラウドへ移行することになっており、当村上市及び栗島浦村もそれぞれクラウドに移行するため、村上市に設置しております既存のコンピューターサーバーへのデータ保存の必要がなくなります。このため、村上市と栗島浦村との間の戸籍に関する電子情報処理組織の事務の委託を廃止しようとするものでございます。説明は以上になります。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第37号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(鈴木一之君)散会を宣する。

(午前10時04分)